

# 第211回

## 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2026年6月24日（水曜日）  
午前10時（午前9時開場）

**場所** 三重県津市丸之内31番21号  
当行丸之内本部棟 2階大講堂

### ▶ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

## 株式会社百五銀行

証券コード：8368

### ■ 株主総会にご出席いただけない場合



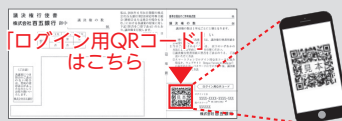
書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）  
午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



「ログイン用QRコード」  
はこちら

詳しくは6頁へ

株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



## 百五銀行企業理念

### 百五銀行の使命

信用を大切にすることを社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。  
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

### 百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。  
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

### 私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。  
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

## 目次

第211回定時株主総会招集ご通知……………	1	事業報告……………	16
議決権行使についてのご案内……………	5	計算書類……………	34
株主総会参考書類		連結計算書類……………	36
第1号議案 剰余金処分の件……………	10	監査報告書……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	11	株主総会会場ご案内図	
第3号議案 取締役1名選任の件……………	12		



## ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第211回定時株主総会を6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では2025年4月から中期経営計画「KAI-KAKU150 FINAL STAGE『未来への挑戦』」に取り組んでおります。

『未来への挑戦』では、5つの基本戦略により「経済価値」と「社会価値」の双方を創出し、結果として地域の活性化と当行の企業価値向上につなげる計画であります。

1年目となりました2025年度は、「サステナビリティ推進部」の新設により地域課題解決に取り組むとともに、キャピタルアロケーションを見直し、政策投資株式縮減などROE改善によりPBR向上に努めてまいりました。

これからもステークホルダーの皆さまと相携え、ともに発展していける社会を目指して「挑戦」を続けてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2026年5月

取締役頭取 杉浦雅和

(証券コード 8368)  
2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号  
株式会社百五銀行  
取締役頭取 杉浦雅和

## 第211回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第211回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/ir/stock-info/meeting/>)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「百五銀行」又は「コード」に当行証券コード「8368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

**1 日時** 2026年6月24日（水曜日） 午前10時（午前9時開場）

**2 場所** 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂  
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので7ページから9ページをご確認のうえ、ご利用をご検討ください。

**3 会議の目的事項**

- 報告事項**
1. 第211期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第211期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
  - 第2号議案** 定款一部変更の件
  - 第3号議案** 取締役1名選任の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- (2) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### 5 議決権行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面（郵送）による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合  
当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://evote.tr.mufg.jp/>〕にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。よろしくお願いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご了承ください。
- ◎ **駐車場のご用意ができかねますので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ **株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ その他、株主さまへのご案内事項につきましては、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hyakugo.co.jp/>) に掲載させていただきます。当行ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ **会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されております。本招集ご通知は従来同様、書面交付請求の有無にかかわらず一律に書面でお届けさせていただきます。**

**【電子提供制度に関するお問い合わせ先】**

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 0120-696-505 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後5時まで (土日祝日除く)

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月23日(火)午後5時15分到着



インターネット

当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日(火)午後5時15分まで

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

詳しくは次ページをご覧ください

## 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月24日(水)午前10時(午前9時開場)

株主総会次第

① 報告事項の報告

金融経済環境  
事業の経過および成果  
貸借対照表および損益計算書  
連結貸借対照表および  
連結損益計算書  
当行が対処すべき課題

② 決議事項の  
議案説明

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
10頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

③ 質疑応答

④ 議案の採決

⑤ 閉会

## インターネット等による議決権行使について

### QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選んでください。

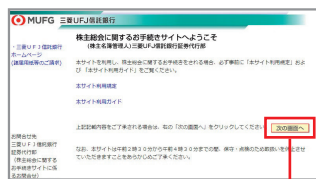


- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

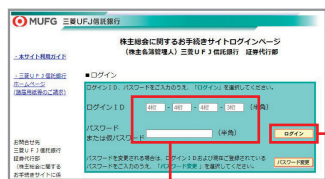
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



### 抽選で500名さまに電子ギフトプレゼント

議案の賛否にかかわらず、インターネットにより議決権を行使すると、抽選で500名さまに電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。詳しくは、同封のチラシをご確認ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部  
0120-173-027

受付時間：午前9時～午後9時（通話料無料）

### 【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



## 株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、ライブ配信によりご覧いただけます。ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

### ライブ配信日時

**2026年6月24日(水)午前10時から株主総会終了時刻まで**

(配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。)

**ご視聴方法(詳しくは後記9ページをご参照ください。)**

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>




### ご注意

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。  
また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ライブ配信にあたりご出席株主さまのお姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ・何らかの事情によりライブ配信を含む本株主総会の運営などに関して変更が生じる場合は、当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/>)にてお知らせいたします。

**ライブ配信に  
関する  
お問い合わせ先**

ご不明な点は、三菱UFJ信託銀行(株)までお問い合わせください。

 **0120-676-808**  
(通話料無料)

受付時間

6/23(火)まで:土日祝日を除く平日午前9時~午後5時  
6/24(水):株主総会当日 午前9時~株主総会終了まで

## 事前のご質問の受付についてのご案内

株主総会の開催に先立って、本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。以下の受付期間と受付方法をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。



### 受付期間

**本招集ご通知到着時～2026年6月16日(火曜日)午後5時15分**

### 受付方法(詳しくは後記9ページをご参照ください。)

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- ① 上記URL (株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」) へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面 (ログイン画面) で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、同封のご案内用紙に記載されております。
- ③ なお、同封のご案内用紙に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
- ④ ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ⑤ ご質問カテゴリーを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

### 事前質問にかかるご留意事項

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問はお一人さまにつき1問とさせていただきます。(300文字まで)
- ・株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主さまのご関心が高いと思われる、かつ当行が回答可能である内容を本株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、ご回答には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- ・ご質問に対して必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

## 株主さま専用ポータルサイトについて

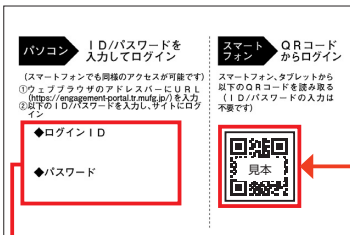
### ご参考 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内

すべて、**株主総会オンラインサイト**(Engagement Portal)から行っていただけます。

#### 1 専用サイトへアクセス・ログイン

### QRコードを読み取ってログイン

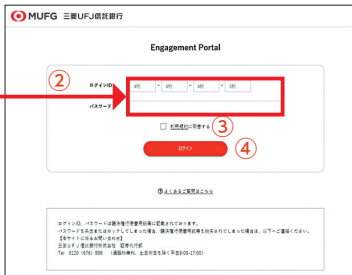
#### ▼ 同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」右下（イメージ）



「QRコード」を読み取っていただくと「ログインID」と「パスワード」の入力を省略できます

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 株主さま認証画面からログイン



#### ① 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス

URL：<https://engagement-portal.tr.muftg.jp/>

#### ② 同封のご案内用紙に記載のログインIDとパスワードを入力（株主さま固有のものです）

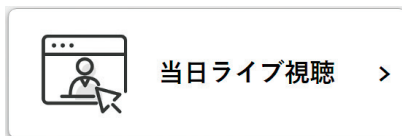
#### ③ 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェック

#### ④ 「ログイン」ボタンをクリック

\*画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

#### 2 ポータルサイト

ログイン後の画面に表示されている、ご希望される項目をクリックしてください。



## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2026年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金21.0円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、5,096,018,991円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日といたしたいと存じます。

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	12,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	12,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 提案理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第24条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

ただし、2025年6月23日開催の第210回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

### 2 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>附則</p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>本定款第24条の規定にかかわらず、2025年6月23日開催の第210回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2027年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役中村篤志氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。



わた なべ とし や  
**渡 辺 俊 哉**

新任

社外取締役

独立役員

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年4月	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社	2022年4月	同 執行役員 企画部長
2014年4月	同 営業企画部 営業企画グループマネージャー	2024年4月	同 常務執行役
2017年4月	同 岡崎支社長	2026年4月	同 執行役員常務（現任） （重要な兼職の状況）
2020年4月	同 企画部長		明治安田生命保険相互会社 執行役員常務

生年月日

1969年5月3日生

所有する当行の株式の数

0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、新任の社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者渡辺俊哉氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 渡辺俊哉氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、渡辺俊哉氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。

4. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は当行取締役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において社外取締役に、渡辺俊哉氏が選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2027年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

## ご参考

当行では、取締役および監査役の主なスキルと経験を有する分野を示しております。第3号議案の承認が得られた場合は、総会後の取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名			当行における地位	取締役・監査役の主なスキル・経験等					
				経営戦略・ 企業経営	コンプライアンス・ リスク管理・ 市場運用	地域創生・ サステナビリティ	営業・ コンサルティング	人事・ ダイバーシティ	IT・DX
山崎	計	男性	取締役会長	●	●		●	●	
杉浦	雅和	男性	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●		
加藤	徹也	男性	取締役専務執行役員 (代表取締役)	●	●		●		●
浦田	康寛	男性	取締役専務執行役員 (代表取締役)	●	●	●			●
五十嵐	靖尚	男性	取締役 常務執行役員	●			●	●	
川上	貢司	男性	取締役 常務執行役員	●		●	●		
川喜田	久	独立 男性	社外取締役	●		●	●		
西岡	慶子	独立 女性	社外取締役	●		●		●	
廣田	恵子	独立 女性	社外取締役		●	●		●	
安藤	仁	独立 男性	社外取締役	●			●		●
渡辺	俊哉	独立 男性	社外取締役	●				●	●
中川	崇	男性	常勤監査役	●	●				●
浦出	雅人	男性	常勤監査役			●	●	●	
鶴岡	信治	独立 男性	社外監査役			●		●	●
川端	郁子	独立 女性	社外監査役		●	●		●	
中村	正博	独立 男性	社外監査役	●		●	●		

- ・上記一覧表は、各取締役・監査役が有する専門性・経験・知見のうち、とりわけ強みのある分野・期待する分野を記載しており、各人が有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。
- ・「独立」表示は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員です。

### 当行社外役員の独立性判断基準

当行における独立役員（候補者を含む）は、以下のいずれの要件にも該当しない者としております。

1. 当行を主要な取引先とする者（注1）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者（注2）。
2. 当行の主要な取引先（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
4. 当行の主要な株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行から年間1,000万円を超える寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 上記1から5までのいずれかに該当する者の近親者（注5）。

（注）

- (1) 当行を主要な取引先とする者とは、融資取引において当行の貸出姿勢がその者の事業継続に深刻な影響を及ぼすと考えられる者とする。
- (2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。
- (3) 当行の主要な取引先とは、当行からの借入金残高が当行の貸出金残高の2%以上を占めている先とする。
- (4) 当行の主要な株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする。
- (5) 近親者とは、二親等内の親族とする。

以 上

## 第211期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### 1 事業の経過及び成果等

##### 主要な事業内容

当行は、本支店110か店、35出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、事業承継やストラクチャードファイナンス等のソリューション提案にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

##### 金融経済環境

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策の影響が残るものの、企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られるほか、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに回復しております。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下におきましては、物価上昇の影響などが見られますが、個人消費は底堅く推移しております。また、企業の業況感は良好な水準を維持しており、経済は緩やかに回復しております。

先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。一方で、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などにも注意する必要があります。

##### 事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆さまをはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化や地域創生、地域の脱炭素化に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化を図ってまいりました。

地域のお客さまが抱える課題を解決する取り組みといたしましては、補助金申請に関するニーズにお応えするため、三重県行政書士会と連携を行い、新たに「補助金申請支援業務」を開始いたしました。また、地域医療を担うお客さまの円滑な事業承継を後押しするため、公益社団法人三重県医師会と「医業承継等に関する連携協定」を締結し連携を開始いたしました。そのほか、「輸出促進」「取引適正化・価格転嫁」「外国人材活用」「知財活用」「生産性向上」など様々なテーマのセミナーを開催し、お客さまへ情報提供を行うとともに、課題解決に向けたフォローを実施いたしました。引き続き、店舗の営業担当者と本部の専門スタッフが連携しながらお客さまの課題解決に向けたコンサルティングを実施してまいります。

地域創生への取り組みといたしましては、三重県・愛知県の認知度向上と観光誘客を図るため、トークショーや動画上映などにより両県の魅力をPRするイベント「東海道 伊勢街道めぐり 三重・愛知フェア in 日本橋」を公益社団法人三重県観光連盟および一般社団法人愛知県観光協会と開催いたしました。また、地域の伝統産業である「萬古焼」の製造に欠かすことのできない材料「ペタライト」の輸入が近年難しくなっていることを受け、ブラジルからの新たな調達ルートの開拓をブラジル銀行との連携により実現いたしました。そのほか、地域課題の解決や社会価値の創造に貢献するため、従業員の自由な発想を広く募集し、行内での新事業を創出するプロジェクト「HYAKUGO INNOVATION LAB.」を開始いたしました。このような活動を通じて、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

脱炭素への取り組みといたしましては、森林由来のJ-Cレジット「松阪市未来につなぐ森林管理」J-Cレジットを購入し、当行のカーボンオフセットに活用いたしました。また、港支店と当知支店を統合し、新しく建築いたしました「港支店・当知支店」の建物は、省エネルギー設備や太陽光発電設備を導入することで、従来建物比で100%以上の消費エネルギー削減を実現しており、当行で初めて「ZEB」認証を取得いたしました。これからも、当行のカーボンニュートラルに向けた取り組みや、お客さまの脱炭素経営への取組支援などを通じて、地域の脱炭素化を進めてまいります。

SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）への取り組みといたしましては、社会課題の解決に寄与することを目的として、「105寄付型定期預金」および「百五SDGs私募債（寄付型子ども支援）」の取扱いを開始いたしました。本定期預金では預入残高の0.01%相当額を、本私募債では発行額の0.1%相当額を、それぞれ三重県・愛知県の子ども支援に関する基金へ寄付いたします。また、次世代をささえる若者への金融経済教育として、三重県下の学校で金融の基礎知識などに関する講義を実施いたしました。今後も、持続可能で活力あふれる豊かな地域社会の実現に貢献してまいります。

デジタルトランスフォーメーションへの取り組みといたしましては、お客さまの利便性向上と業務効率化の双方を実現するため、預金口座の開設、住所等の届出内容変更、投資信託や保険取引について、ペーパーレス・印鑑レスで手続きができるようになりました。引き続き、デジタルトランスフォーメーションを軸とした業務と思考の変革によってお客さまサービスの向上や働き方改革を実現してまいります。

次に業績を見ますと、預金は法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,018億円増加し、6兆861億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ575億円増加し、2,435億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ211億円増加し、559億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ874億円増加し、5兆1,656億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,160億円増加し、1兆6,132億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことや、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ367億79百万円増加し、1,406億34百万円となりました。

一方、経常費用は国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことや、預金利息の増加により資金調達費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ260億94百万円増加し、1,053億15百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ106億85百万円増加し、353億18百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ83億27百万円増加し、258億38百万円となりました。

### 当行が対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少や気候変動リスクの顕在化、人々の価値観の多様化など大きく変化しております。

このように大きく外部環境が変化するなかでも、当行グループの企業価値を高め、お客さまに「頼りにされる銀行」となるために、当行が取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を「活力あふれる地域づくり」「安心と豊かな暮らしへの貢献」「一人ひとりが輝ける社会づくり」「自然との共生」「責任ある経営」と定め、その解決に向けた取組みを進めております。

2025年4月からは、中期経営計画「KAI-KAKU150 FINAL STAGE『未来への挑戦』」を策定し、計画達成に向けて活動を行っております。この計画では、5つの基本戦略「社会価値の創造」「成長への挑戦」「人材戦略」「デジタルトランスフォーメーション」「戦略基盤の強化」を掲げております。

「社会価値の創造」では、地域を創造する新しい業務に積極的に挑戦することで、社会価値と経済価値の双方の創出をめざしてまいります。

「成長への挑戦」では、銀行業務の徹底的な効率化と、コンサルティングによるお客さまの課題解決を通じて、地域や当行の成長へとつなげてまいります。

「人材戦略」では、当行がめざす人材・組織像を定性・定量の両面から定義することで、働きやすい職場環境で従業員が主体的にキャリア形成に取り組み、働きがいを感じながら生き生きと働くことができる組織をめざしてまいります。

「デジタルトランスフォーメーション」では、デジタル技術を活用したペーパーレスによる業務効率化や省人化を通じて、柔軟な店舗戦略・行員の働き方改革・お客さまサービスの向上を実現してまいります。

「戦略基盤の強化」では、サステナビリティ経営の実践、コーポレート・ガバナンスの高度化、サイバーセキュリティ対策の強化などを通じて、盤石な経営基盤のもと企業価値の向上につなげてまいります。

今後とも皆さまのご期待にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## 2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預	金	5,779,579	5,899,067	5,984,365	6,086,188
	定期性預金	1,905,432	1,911,549	1,964,294	2,113,484
	その他	3,874,147	3,987,517	4,020,071	3,972,704
貸	出 金	4,571,185	4,910,914	5,078,171	5,165,603
	個人向け	2,026,234	2,291,793	2,471,419	2,571,255
	中小企業向け	1,522,728	1,578,228	1,600,618	1,620,864
	その他	1,022,223	1,040,892	1,006,133	973,483
商 品 有 価 証 券		55	93	85	107
有 価 証 券		1,401,999	1,562,196	1,497,146	1,613,206
	国 債	152,123	171,284	121,073	135,422
	その他	1,249,875	1,390,911	1,376,072	1,477,783
総 資 産		7,493,385	8,045,893	7,393,846	7,573,471
内 国 為 替 取 扱 高		31,795,309	32,841,265	34,795,201	36,773,540
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 2,421	百万ドル 2,369	百万ドル 1,997	百万ドル 1,505
経 常 利 益		19,962	19,046	24,633	35,318
当 期 純 利 益		14,242	13,787	17,511	25,838
1株当たり当期純利益		円 銭 56 16	円 銭 54 49	円 銭 70 73	円 銭 106 19

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

### 3 使用人の状況

当 年 度 末	
使 用 人 数	2,228 人
平 均 年 齢	41 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 9 月
平 均 給 与 月 額	460 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時従業員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### 4 営業所等の状況

#### イ 営業所数

当 年 度 末	
三 重 県	店 121 うち出張所 ( 35 )
愛 知 県	21 ( 一 )
東 京 都	1 ( 一 )
大 阪 府	1 ( 一 )
和 歌 山 県	1 ( 一 )
合 計	145 ( 35 )

- (注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

当 年 度 末	
駐 在 員 事 務 所	2 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	52,296 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、11,445か所については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、26,641か所については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATM、14,016か所については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

- 当年度新設営業所  
該当ありません。

## 5 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,393
---------------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
港支店及び当知支店の新築移転	512

## 6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	
				百万円	%
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	40	100	—
百五ハートフルサービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	30	40	—
株式会社百五デジタルソリューションズ	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	30	5	—
百五みらい投資株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	投資事業有限責任組合の組成・運営業務	70	100	—

- (注) 1. 百五ハートフルサービス株式会社は、2025年4月1日付で百五管理サービス株式会社から商号変更を行っております。
2. 株式会社百五デジタルソリューションズは、2025年4月1日付で百五コンピュータソフト株式会社から商号変更を行っております。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### 1 会社役員の状態

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山崎 計	取締役会長 監査部担当		
杉浦 雅和	(代表取締役) 取締役頭取		
加藤 徹也	(代表取締役) 取締役専務執行役員 投資金融部、資金証券部、 人事部、秘書室担当 資金運用本部長、秘書室長委嘱		
浦田 康寛	(代表取締役) 取締役専務執行役員 経営企画部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部担当		
五十嵐 靖尚	取締役常務執行役員 事務統括部、システム統括部、 総務部、融資統括部担当		
川上 貢司	取締役常務執行役員 営業本部、 リテールコンサルティング部、 法人コンサルティング部、 ローンコンサルティング部、 サステナビリティ推進部、 公務部担当 営業本部長委嘱		
川喜田 久	取締役(社外取締役)	株式会社エバークリーン ホールディングス 代表取締役会長 三重トヨベット株式会社 代表取締役会長	
西岡 慶子	取締役(社外取締役)	株式会社光機械製作所 代表取締役社長 国立大学法人三重大学 理事・副学長	
中村 篤志	取締役(社外取締役)	明治安田生命保険相互会社 取締役代表執行役副社長	
廣田 恵子	取締役(社外取締役)	井村屋グループ株式会社 社外取締役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安藤 仁	取締役（社外取締役）	日本トランスシティ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員	
中川 崇	常勤監査役		
浦出 雅人	常勤監査役		
鶴岡 信治	監査役（社外監査役）	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部医療健康データ サイエンス学科 学科長・特任教授	
川端 郁子	監査役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	
中村 正博	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 社外取締役川喜田久、西岡慶子、中村篤志、廣田恵子、安藤仁、社外監査役鶴岡信治、川端郁子、中村正博につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端郁子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
伊藤 歳恭	取締役会長	2025年6月23日（任期満了）
荒木田 豊	取締役常務執行役員	2025年6月23日（任期満了）
小林 長久	取締役（社外取締役）	2025年6月23日（任期満了）

(ご参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2025年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
杉 本 和	執行役員 北勢支社長委嘱
伊 藤 慎 二	執行役員 人事部長委嘱
平 井 孝 憲	執行役員 中勢支社長委嘱
平 田 義 仁	執行役員 融資統括部長委嘱
近 藤 隆 則	執行役員 四日市支店長兼四日市駅前支店長委嘱
矢 形 誠 之	執行役員 南勢支社長委嘱
伊 藤 竜 一 郎	執行役員 愛知支社長委嘱

## 2 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には常勤取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

確定金額報酬は、年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。

業績連動型報酬は、単年度（前年度）の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。

常勤取締役の種類別の報酬割合については、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプション＝70：25：5（業績連動型報酬が満額支払われる場合）を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものといたします。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレートガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレートガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、取締役会の決議を得て決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額 報 酬	業績連動型 報 酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション
取 締 役	14人	368	247	100	20
監 査 役	5人	60	60	—	—

(注) 1. 確定金額報酬、業績連動型報酬は、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会において決議されており、株式報酬型ストック・オプションは、2021年6月23日開催の第206回定時株主総会において決議されております。

各報酬の決議内容は以下のとおりであります。

- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

上記(1)の定めに係る役員の員数は取締役13名および監査役5名、(2)の定めに係る役員の員数は取締役13名、(3)の定めに係る役員の員数は取締役6名であります。

2. 業績連動型報酬に係る指標は、業績との連動性を明確かつ明瞭にするため当期純利益としております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. [2]財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 当行は、取締役会の委任決議にもとづき取締役頭取杉浦雅和が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定するには取締役頭取が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得ており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

### 3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
川 喜 田 久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
西 岡 慶 子	同上
中 村 篤 志	同上
廣 田 恵 子	同上
安 藤 仁	同上
鶴 岡 信 治	同上
川 端 郁 子	同上
中 村 正 博	同上

### 4 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 当行監査役 当行執行役員	当行は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、填補する額に限度額や免責金額を設けることなどにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当行が全額負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
川喜田 久	株式会社エバーグリーンホールディングス代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります) 三重トヨペット株式会社代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります)
西岡 慶子	株式会社光機械製作所代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 国立大学法人三重大学理事・副学長 (当行は同法人と貸出取引があります)
中村 篤志	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役副社長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
廣田 恵子	井村屋グループ株式会社社外取締役 (当行は同社と貸出取引があります)
安藤 仁	日本トランスシティ株式会社代表取締役社長社長執行役員 (当行は同社と貸出取引があります)
鶴岡 信治	学校法人鈴鹿医療科学大学医用工学部医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授 (当行は同法人と貸出取引があります)
川端 郁子	川端法律事務所代表弁護士 (当行と同事務所との間には特別の関係はありません)
中村 正博	

#### 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
川喜田 久	10年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西岡 慶子	5年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中村 篤志	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
廣田 恵子	1年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年の三重県庁における豊富な業務経験を通して地域の実情や課題を熟知しており、これらの地域創生にかかる経験・知見により、取締役会では積極的に所感または意見等を述べております。
安藤 仁	9ヶ月	取締役会 11回中11回	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会では積極的に所感または意見等を述べております。
鶴岡 信治	6年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
川端 郁子	6年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	検事および弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
中村 正博	9ヶ月	取締役会 11回中10回 監査役会 10回中9回	銀行・シンクタンクの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

- イ 氏名又は名称  
 有限責任 あずさ監査法人  
 中村 哲也  
 岡田 英樹

- ロ 当該事業年度に係る報酬等  
 (イ) 会計監査人に対する報酬

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	非監査業務の内容
当行	60	—	—
連結される子会社及び子法人等	11	0	顧客資産の分別管理の法令遵守 に関する保証業務
計	71	0	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「監査証明業務に基づく報酬」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (ロ) 会計監査人と同一のネットワーク (KPMGグループ) に対する報酬 ((イ)を除く)

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	非監査業務の内容
当行	—	1	海外税制に係るアドバイザリー業務
連結される子会社及び子法人等	—	0	海外税制に係るアドバイザリー業務
計	—	2	—

### 2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

第211期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	655,876
現金	67,962
預け金	587,913
コールローン	6,842
買入金銭債権	1,088
商品有価証券	107
商品国債	61
商品地方債	45
金銭の信託	1,000
有価証券	1,613,206
国債	135,422
地方債	507,618
社債	223,035
株式	337,023
その他の証券	410,105
貸出金	5,165,603
割引手形	1,506
手形貸付	48,441
証書貸付	4,759,509
当座貸越	356,147
外国為替	3,000
外国他店預け	2,935
取立外国為替	64
その他資産	42,450
前払費用	132
未収収益	13,706
金融派生商品	9,411
金融商品等差入担保金	10,054
その他の資産	9,144
有形固定資産	40,102
建物	17,943
土地	19,474
リース資産	1
建設仮勘定	47
その他の有形固定資産	2,636
無形固定資産	5,714
ソフトウェア	5,554
その他の無形固定資産	160
前払年金費用	44,673
支払承諾見返	18,705
貸倒引当金	△ 24,900
<b>資産の部合計</b>	<b>7,573,471</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	6,086,188
当座預金	216,556
普通預金	3,641,825
貯蓄預金	35,016
通知預金	34,680
定期預金	2,113,484
その他の預金	44,625
譲渡性預金	192,268
債券貸借取引受入担保金	182,918
借入金	460,324
借入金	460,324
外国為替	372
売渡外国為替	6
未払外国為替	365
その他負債	84,487
未払法人税等	18,488
未払費用	9,421
前受収益	1,339
金融派生商品	17,467
金融商品等受入担保金	2,248
リース債務	1
資産除去債務	177
その他の負債	35,342
退職給付引当金	182
睡眠預金払戻損失引当金	1,949
ポイント引当金	185
偶発損失引当金	363
繰延税金負債	59,271
再評価に係る繰延税金負債	2,509
支払承諾	18,705
<b>負債の部合計</b>	<b>7,089,727</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	20,000
資本剰余金	7,557
資本準備金	7,557
利益剰余金	309,329
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	291,951
別途積立金	259,114
繰越利益剰余金	32,837
自己株式	△ 7,181
株主資本合計	329,705
その他有価証券評価差額金	145,991
繰延ヘッジ損益	3,867
土地再評価差額金	4,090
評価・換算差額等合計	153,949
新株予約権	89
<b>純資産の部合計</b>	<b>483,744</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,573,471</b>

## 第211期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		140,634
資金運用収益	102,282	
貸出金利息	63,264	
有価証券利息配当金	34,414	
コールローン利息	373	
預け金利息	4,132	
その他の受入利息	97	
役務取引等収益	15,495	
受入為替手数料	3,306	
その他の役務収益	12,188	
その他業務収益	68	
国債等債券売却益	30	
その他の業務収益	37	
その他経常収益	22,788	
株式等売却益	22,067	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	719	
経常費用		105,315
資金調達費用	23,687	
預金利息	13,013	
譲渡性預金利息	1,057	
コールマネー利息	657	
債券貸借取引支払利息	7,169	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,772	
その他の支払利息	17	
役務取引等費用	6,424	
支払為替手数料	455	
その他の役務費用	5,969	
その他業務費用	28,789	
外国為替売買損	5,412	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	16,059	
国債等債券償還損	5,048	
金融派生商品費用	2,245	
その他の業務費用	24	
営業経費	41,566	
その他経常費用	4,846	
貸倒引当金繰入額	3,197	
株式等売却損	1,190	
株式等償却	19	
その他の経常費用	439	
経常利益		35,318
特別損失		158
固定資産処分損	124	
減損損失	33	
税引前当期純利益		35,160
法人税、住民税及び事業税	21,478	
法人税等調整額	△ 12,156	
法人税等合計		9,321
当期純利益		25,838

第211期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	658,273	預金	6,074,465
コールローン及び買入手形	6,842	譲渡性預金	190,868
買入金銭債権	1,088	債券貸借取引受入担保金	182,918
商品有価証券	107	借入金	471,629
金銭の信託	1,000	外国為替	372
有価証券	1,603,351	その他負債	100,638
貸出金	5,141,005	賞与引当金	306
外国為替	3,000	退職給付に係る負債	657
リース債権及びリース投資資産	30,133	役員退職慰労引当金	144
その他資産	70,053	睡眠預金払戻損失引当金	1,949
有形固定資産	43,946	ポイント引当金	284
建物	18,098	偶発損失引当金	367
土地	19,694	特別法上の引当金	5
建設仮勘定	47	繰延税金負債	68,131
その他の有形固定資産	6,105	再評価に係る繰延税金負債	2,509
無形固定資産	5,874	支払承諾	18,705
ソフトウェア	5,699	負債の部合計	7,113,954
その他の無形固定資産	175	<b>純資産の部</b>	
退職給付に係る資産	73,157	資本金	20,000
繰延税金資産	715	資本剰余金	10,381
支払承諾見返	18,705	利益剰余金	319,518
貸倒引当金	△ 26,649	自己株式	△ 7,181
資産の部合計	7,630,605	株主資本合計	342,718
		その他有価証券評価差額金	146,254
		繰延ヘッジ損益	3,867
		土地再評価差額金	4,090
		退職給付に係る調整累計額	19,631
		その他の包括利益累計額合計	173,843
		新株予約権	89
		純資産の部合計	516,650
		負債及び純資産の部合計	7,630,605

## 第211期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>162,399</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>101,606</b>	
貸出金利息	63,086	
有価証券利息配当金	33,916	
コールローン利息及び買入手形利息	373	
預け金利息	4,133	
その他の受入利息	97	
<b>役務取引等収益</b>	<b>19,515</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>18,610</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>22,666</b>	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	22,666	
<b>経常費用</b>		<b>125,367</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>23,748</b>	
預金利息	12,987	
譲渡性預金利息	1,056	
コールマネー利息及び売渡手形利息	657	
債券貸借取引支払利息	7,169	
借入金利息	87	
その他の支払利息	1,790	
<b>役務取引等費用</b>	<b>6,061</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>45,104</b>	
<b>営業経費</b>	<b>45,525</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>4,926</b>	
貸倒引当金繰入額	3,235	
その他の経常費用	1,690	
<b>経常利益</b>		<b>37,032</b>
<b>特別損失</b>		<b>163</b>
固定資産処分損	128	
減損損失	33	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>36,869</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>22,170</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 12,141</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>10,029</b>
<b>当期純利益</b>		<b>26,839</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>26,839</b>

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第211期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役	中川	崇	Ⓞ
常勤監査役	浦出	雅人	Ⓞ
社外監査役	鶴岡	信治	Ⓞ
社外監査役	川端	郁子	Ⓞ
社外監査役	中村	正博	Ⓞ

以上

## 株主総会会場ご案内図

### 開催会場

三重県津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)  
電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



### 交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車  
○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関などをご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 【株主総会会場でのサポート】

株主総会会場でのサポートが必要な株主さまは、準備の都合上、事前に上記の連絡先にご連絡をお願い申し上げます。

